

所沢市告示第169号

地方税法第410条第1項の規定に基づき令和7年度の固定資産の価格等を決定し、同法第411条第1項の規定に基づき当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同法同条第2項の規定に基づき下記のとおりその旨を公示します。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝徳

記

- 1 固定資産の価格等の決定日 令和7年3月31日
- 2 固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録日 令和7年3月31日

3 固定資産の価格等の概要

(1) 土地 (課税対象)

筆数	175,259筆
面積	47,747千㎡
評価額	2,265,158,113千円
課税標準額	718,439,933千円

(2) 家屋 (課税対象)

棟数	110,126棟
床面積	17,103千㎡
評価額	695,991,076千円
課税標準額	695,991,076千円

(3) 償却資産 (課税対象)

評価額	185,040,368千円
課税標準額	178,736,797千円

所沢市告示第170号

地域計画の策定について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、所沢市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定を行ったので、同法第19条第8項の規定に基づき公告する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

# 公示送達書

所沢市告示第 171 号

令和7年3月31日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長

小野塚 勝俊

記

送達すべき書類		送達を受ける者
書類の名称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

# 公 示 送 達 書

所沢市告示第 172 号

令和 7年 3月31日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 ( 所 在 地 ) 及 び 氏 名 ( 名 称 )

所沢市告示第173号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
名 称 株式会社NTTデータ  
代表者名 代表取締役社長 佐々木 裕

2 取り扱う公金の種類

- (1) 軽自動車税
- (2) 市・県民税
- (3) 固定資産税・都市計画税
- (4) 国民健康保険税

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月21日

委 託 日 令和7年3月21日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、下記の通り指定納付受託者を指定したため、所沢市会計規則（昭和39年告示第78号）第22条の2第2項の規定に基づき告示するものです。

令和 7年 3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

1. 指定納付受託者の名称及び主たる本店の所在地

- (1) 株式会社 ジェーシービー  
東京都港区南青山五丁目1番2.2号
- (2) ユーシーカード 株式会社  
東京都港区台場二丁目3番2号
- (3) P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 軽自動車税
- (2) 市・県民税
- (3) 固定資産税・都市計画税
- (4) 国民健康保険税

3. 指定納付受託者に納付させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

# 公 示 送 達 書

所沢市告示第 175 号

令和 7年 3月31日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 ( 所 在 地 ) 及 び 氏 名 ( 名 称 )

所沢市告示第176号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条、第48条及び第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったので、同法第41条、第53条及び第58条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝徳

記

1. 確認の辞退があった特定教育・保育施設

区分	設置者	施設・事業所 名称	施設・事業所 所在地	確認辞退 年月日	施設・事業所 種類
私立	社会福祉法人 おひさま会	所沢おひさま保育園	くすのき台2-1-3	令和7年3月31日	保育所
私立	社会福祉法人 おひさま会	第二所沢おひさま 保育園	くすのき台2-2-6	令和7年3月31日	保育所
私立	特定非営利活動 法人育てネット	ところっこ保育園	くすのき台3-5-5	令和7年3月31日	保育所

2. 確認の辞退があった特定地域型保育事業者

区分	設置者	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認辞退年月日	施設・事業所種類
私立	山崎 常男	かめさん保育園	星の宮1-2-8 ビューラ21	令和7年3月31 日	小規模保育事業A型

3. 確認の辞退があった特定子ども・子育て支援施設等

設置者	施設名	所在地	確認辞退 年月日	施設・事業の 種類	預かり保育 事業のうち 1日8時間 以上かつ 200日以上 実施
所沢市	所沢第二幼稚園	荒幡684-3	令和7年3月31日	幼稚園	なし
社会福祉法人 おひさま会	所沢おひさま保育園	くすのき台2-1-3	令和7年3月31日	一時預かり事業	
社会福祉法人 おひさま会	第二所沢おひさま 保育園	くすのき台2-2-6	令和7年3月31日	一時預かり事業	
学校法人 所沢精華学園	すずらん幼稚園	北原町966-2	令和7年3月31日	幼稚園 預かり保育事業	あり
株式会社 ひまわり	ひまわりルーム	寿町10-8	令和7年3月31日	認可外保育施設	



所沢市告示 第 177 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、  
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 許可番号 令和 7 年 1 月 15 日  
第 29R060420 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 3 月 28 日  
第 36R06051 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
所沢市けやき台二丁目27番1、同番6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
埼玉県越谷市南越谷一丁目21番地2  
株式会社中央住宅  
代表取締役 品川典久

所沢市告示178号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を取り消したので、次のように公告する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

取消日：令和7年3月28日 取消番号：第5号

東所沢和田二丁目

	指定日	指定番号	道路の位置	幅員(m)	延長(m)	現況
1	S45.7.23	561	20-4, -5, -25の各一部	4.00	39.50	民地

堀之内

	指定日	指定番号	道路の位置	幅員(m)	延長(m)	現況
2	S45.5.20	359	100-1地内	4.00	34.30	民地

所沢市告示第179号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都中央区日本橋堀留町一丁目5番11号  
名 称 日駐管理株式会社  
代表者名 代表取締役 池尾 泰彦

2 取り扱う公金の種類

放置自転車保管料等徴収金

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月26日  
委 託 日 令和7年3月26日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第180号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市小手指1丁目5番地  
小手指タワーズエバースカイトワー203  
名 称 公益社団法人 所沢市シルバー人材センター  
代表者名 理事長 成田 佳代子

2 取り扱う公金の種類

公民館使用料、地区体育館使用料、照明設備使用料、印刷機利用実費徴収金

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月18日  
委 託 日 令和7年3月18日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第 181 号

市道に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域変更及び供用開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

所沢市長 小野塚 勝徳

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類：市道

整理番号	路線名 (市道)	区 間	幅員(m)		延長(m)		供用 開始日
			上段：変更前 下段：変更後	上段：変更前 下段：変更後	上段：変更前 下段：変更後	上段：変更前 下段：変更後	
1	1-425 号線	大字上安松字道上 327番 8地先から 大字上安松字道上 329番 1地先まで	1.8 4.2~6.0	40.20 54.10		告示日	
2	1-938 号線	(新起点) 大字北秋津字下川原 438番 1地先から (新終点) 大字北秋津字下川原 436番 7地先まで (従前起終点：大字上安松字下川原436番1から438番1まで)	5.0 5.0~10.6	114.90 115.30		告示日	

所沢市告示第182号

所沢市街づくり条例（平成16年条例第1号）第9条の規定に基づき、所沢都市計画緑地の原案の説明会の開催及び縦覧を実施します。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1. 都市計画の原案の作成の趣旨  
柳瀬川段丘崖の樹林地を計画的に保全し、みどりと調和した住環境の形成と保全を図る。
2. 都市計画の種類  
緑地
3. 都市計画の名称  
所沢都市計画緑地
4. 都市計画の位置及び区域  
所沢市大字上安松字谷戸地内の一部
5. 都市計画の原案の説明会の日時  
令和7年4月20日（日）午前10時00分から午前11時00分まで
6. 都市計画の原案の説明会の場所  
所沢市役所 7階 研修室
7. 縦覧期間  
令和7年4月21日（月）から令和7年5月8日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
8. 縦覧場所  
所沢市役所 高層棟5階 市街地整備課
9. 意見書の提出期間  
令和7年4月21日（月）から令和7年5月8日（木）まで
10. 意見書の宛先  
所沢市長 小野塚 勝 俊
11. 意見書の提出場所  
所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所 街づくり計画部 市街地整備課
12. 問い合わせ  
市街地整備課（電話：04-2998-9208）

所沢市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることについて、それぞれ別表第1及び別表第2のとおり委任することにしたので告示する。なお、令和6年3月29日付け告示第185号は、廃止する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

所沢市告示第 184 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、徴収事務の一部を下記のとおり委託したので告示します。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- 1 委託先 東京都中野区弥生町二丁目8番15号  
株式会社 ヴィアックス  
代表取締役 西門 直
- 2 歳入名 ①社会教育使用料  
(所沢図書館椿峰分館の展示室使用料に限る)  
②教育雑入  
(所沢図書館所沢分館・吾妻分館・柳瀬分館・新所沢分館  
・椿峰分館・富岡分館・狭山ヶ丘分館の図書館資料複写  
実費徴収金に限る)
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



所沢市告示第 185 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝彦

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市小手指町一丁目5番地  
小手指タワーズ エバースカイタワー203  
名 称 公益社団法人 所沢市シルバー人材センター  
代表者名 理事長 成田 佳代子

2 取り扱う公金の種類

- (1) 社会教育使用料（生涯学習推進センター使用料に限る。）
- (2) 教育雑入（印刷機利用実費徴収金に限る。）

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月26日  
委 託 日 令和7年3月26日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第 186 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市小手指町1丁目5番地  
小手指タワーズ エバースカイタワー203  
名 称 公益財団法人 所沢市シルバー人材センター  
代表者名 理事長 成田 佳代子

2 取り扱う公金の種類

保健体育使用料（市民体育館使用料のうち駐車場使用料、総合運動場使用料、北野総合運動場使用料、北中運動場使用料及び狭山湖運動場使用料に限る。）都市計画使用料（滝の城址公園体育施設使用料に限る。）

3 指定をした日等

指定日 令和7年3月19日  
委託日 令和7年3月19日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第187号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市小手指1丁目5番地 小手指タワーズエバースカイタワー203  
名 称 公益社団法人所沢市シルバー人材センター  
代表者名 理事長 成田 佳代子

2 取り扱う公金の種類

新所沢コミュニティセンター使用料  
市民活動支援センター印刷機利用実費徴収金

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月19日

委 託 日 令和7年3月24日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第 188 号

令和7年度所沢市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）を別紙のとおり定めたので、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条第3項の規定により告示する。

なお、実施計画は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第189号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都千代田区二番町8番地8  
名 称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表者名 代表取締役社長 松永 文彦

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月26日

委 託 日 令和7年3月27日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第190号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
名 称 株式会社ファミリーマート  
代表者名 代表取締役 細見 研介

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月26日  
委 託 日 令和7年3月27日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
イオンタワー13階  
名 称 ミニストップ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤本 明裕

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月26日  
委 託 日 令和7年3月27日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第192号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

名 称 山崎製パン株式会社

代表者名 デイリーヤマザキ事業統括本部長 上田 恵治

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月26日

委 託 日 令和7年3月27日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日



所沢市告示第193号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
名 称 株式会社ローソン  
代表者名 代表取締役 竹増 貞信

2 取り扱う公金の種類

粗大ごみ処理手数料

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年3月26日

委 託 日 令和7年3月27日

4 公金の取扱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第 194 号

所沢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 195 号

所沢市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 196 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 197 号

所沢市妊婦のための支援給付に係る事務の取扱いに関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 198 号

所沢市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

所沢市長 小野塚 勝 俊